

## 国民健康保険加入世帯の方へ

保険年金課 ☎ 66・1172

### ◆所得の申告

所得が一定以下の世帯は、国民健康保険税の軽減や減免を受けることができますが、適用を受けるには所得の申告が必要です。

収入がなかった方、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)のみを受けている方など、所得税または市県民税申告の必要のない方は、6月29日(金)までに国民健康保険税の所得申告をしてください。

### ◆非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減

平成21年3月31日以後に倒産や解雇など自ら望まない形で離職した65歳未満の方(非自発的失業者)の国民健康保険税について、離職の翌日の属する月から翌年度末までの間、離職者本人の給与所得を30/100に減額して算定されます。対象となるのは、離職時に65歳未満の方で、特定受給資格者(雇用保険受給資格者証の離職理由番号11・12・21・22・31・32)または特定理由離職者(離職理由番号

23・33・34)に該当する方です。この制度は申告が必要です。必ず「雇用保険受給資格者証」を提示して申告してください。

## 母(障)福医療費受給者証の更新

保険年金課 ☎ 66・1102

8月1日(水)から次の受給者証が更新となります。

㊤平成24年7月31日が期限の母子家庭等医療費受給者証

㊦平成24年7月31日が期限の障害者医療費受給者証

㊧平成24年7月31日が期限の後期高齢者福祉医療費受給者証

上記の受給者証をお持ちの方は、6月下旬に通知する案内にしたがって更新の手続きをしてください。

8月からは、必ず、新受給者証を病院などの窓口へ提示し、受診してください。

なお、今までご使用の受給者証は、市役所保険年金課または東・形原・西浦の各出張所へお返しください。

## 中学生の入院医療費助成について

保険年金課 ☎ 66・1102

子ども医療は、平成24年4月から通院も中学校卒業まで対象になり、受給者証と保険証と一緒に県内の医療機関などの窓口で提示することにより自己負担金分が助成されます。

これまで中学生の入院は、平成20年4月診療分から、医療費の自己負担分を医療機関でお支払い後、市役所保険年金課の窓口で払い戻しの手続きが必要でした。

平成20年4月から平成24年3月31日までの間に入院された方(入院当時中学生だった方)で、まだ払い戻しの手続きを済まされていない場合は忘れずに手続きをお願いいたします。

ただし、障害者医療、母子家庭等医療を受給されていた方は該当なりません。

### 【手続きに必要なもの】

保険証、印鑑、領収書、振込先の口座番号の分かるもの、保険者からの支給決定通知書(高額療養費に該当する場合のみ)

## 基準収入額の申請を!

保険年金課 ☎ 66・1102

後期高齢者医療制度に加入されている方で、お医者さんにかかった場合、かかった医療費の一部を負担していただきます。一般の方は1割、現役並み所得のある方は3割負担です。現役並み所得のある方とは、同一世帯に市町村民税の課税所得金額(※)が145万円以上ある被保険者の方がいる世帯の方をいいます。

※同一世帯に16歳未満の方がいる世帯主は33万円、16歳〜18歳の方がいる世帯主は、12万円を課税所得金額

から控除した額

ただし、現役並み所得のある方でも、次の場合は申請により1割負担となります。

- ①世帯に被保険者が1人で、収入額が383万円未満
  - ②被保険者が2人以上で、収入の合計が520万円未満
  - ③被保険者が1人で、世帯内に後期高齢者医療制度以外の健康保険などに加入している70〜74歳の方がいる世帯で、被保険者の収入が383万円以上でも、被保険者と70〜74歳の方の収入の合計が520万円未満の場合
- 対象となる方には、お知らせさせていただきますので、手続きをお願いします。

## 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

いじめ、虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごとや心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られます。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

とき 6月25日(月)～7月1日(日)  
午前8時30分～午後7時  
※6月30日(土)・7月1日(日)は午前10時から午後5時まで

相談専用電話(子どもの人権110番)  
(フリーダイヤル) 0120・007・110

問合先 名古屋法務局人権擁護部  
☎052・952・8111(内線1470)

市民課 ☎66・1110